

労働保険料の納付は 口座振替が便利です！



口座振替納付とは

口座振替の納付日に、あらかじめ届出いただいた口座から労働保険料を引き落とし、納付する制度です。一度、登録をすれば翌年度も自動継続されます。手数料はかかりません。

口座振替納付の特長

其の
一

金融機関窓口に出向かず納付ができます

忙しくて銀行に行く時間がない！そんなあなたに・・・

其の
二

納付もれの心配がありません

あっ！うっかり納付期限が過ぎていた！そんな心配もいりません。

其の
三

ゆとりある納付期日で安心

口座振替を利用しない場合に比べて第1期分納付期日が約2か月延長されます。

口座振替納付日

納期	全期・第1期	第2期 ※2	第3期 ※2	第4期 ※3
口座振替納付日※1	9月6日	11月14日	2月14日	3月31日
口座振替しない場合の納期	7月10日	10月31日	1月31日	3月31日
金融機関への申込期限	2月25日	8月14日	10月11日	1月7日

※1 口座振替納付日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

※2 第2期、第3期については、労働保険料の延納が認められた場合に対象となる口座振替日です。

※3 第4期については、単独有期事業のみ対象の納期となります。

お申し込みまでの流れ

申込用紙の入手

口座を開設している金融機関に提出

※ 申込用紙は厚生労働省ホームページ及び大阪労働局、各労働基準監督署に用意しています。

※ 労働保険事務組合用の申込用紙は、大阪労働局労働保険適用・事務組合課に用意しています。

TEL06(4790)6352

※ 一部の金融機関では、口座振替の取扱いがありません。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

※ 登録手続きが完了した方に、初回引き落としの約2か月前に登録情報の確認通知をお送りします。

通知

⇒ 口座振替日の2週間程度前に振替納付額等をお知らせします。
⇒ 納付日から1か月程度で振替結果通知をお送りします。

詳細はこちら <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>

厚生労働省 労働保険料 口座振替 検索

大阪労働局 労働保険徴収課

TEL 06(4790)6330

〒540-0028大阪府中央区常盤町1-3-8

中央大通FNビル17階 H27.4

労働保険関係手続のオンライン（電子）申請をご活用ください。

～業務の効率化に効果が期待できます。～

インターネットを使って、各府省が所轄する様々な行政手続ができるのをご存じですか。

「電子政府の総合窓口（e-Gov：イーガブ）」の電子申請システムを利用すると、窓口に行かなくても、**24時間いつでも労働保険の手続きが行えます。**

オンライン申請は、書面による申請に比べて、次のようなメリットがあります。ぜひ、この機会にオンライン申請をご利用ください。

オンライン申請のメリット

- (1) 行政機関に出向く移動時間やコストが削減できます
- (2) 申請書類の作成が簡単で、事務効率が向上します

(1) 行政機関に出向く移動時間が削減できます

労働保険関係の手続のため、労働基準監督署、ハローワークなど役所の窓口に出かける機会は多くあります。そのための移動時間や費用も積み重なると大きな負担になりますが、オンライン申請の活用により、時間・コスト削減が期待できます。

(2) 申請書類の作成が簡単で、事務効率が向上します

申請内容によっては、複数の手続を効率よく作成・申請することができます。また、前年度記載したものを基に翌年度の書類が作れますので、最初から作成する必要がなく、手間が省けます。

入力チェック機能などにより、記入漏れや記入誤りなども防ぐことができます。

なお、e-Govの使い方や操作方法について、わからない場合には、電話やメール、FAXで問い合わせることもできます。

【オンライン申請利用マニュアルなどのご紹介】

○オンライン申請ガイドブック (<http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>)

○オンライン申請利用マニュアル一覧 (<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>)

(参考1) 申請が可能な主な手続

- ・労働保険関係成立届
- ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書
- ・雇用保険被保険者資格取得届／喪失届
- ・継続事業一括関係各種手続

(参考2) 電子政府の総合窓口



<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>

【e-Govが提供する各種サービスに関するお問い合わせ】

○電子政府利用支援センター

(<http://www.e-gov.go.jp/contact/index.html>)